

令和2年11月20日

公共工事等担当者 各位

総括工事監査監

熱中症対策に資する現場管理費の補正試行に関する一部見直しについて

近年の夏季における猛暑日などの気象状況を考慮した工事現場の熱中症対策に掛かる経費については、「霧島市熱中症対策に資する現場管理費の補正試行工事実施要領」を定め、「熱中症対策に資する現場管理費の補正試行について（令和2年3月9日付け総括工事監査監通知）により、現場管理費の補正を試行していますが、通知の一部を下記の変更点のとおり見直し、試行することとしたので通知します。

この通知は、令和3年4月1日から適用します。

【変更点】

1. 別添1「熱中症対策に資する現場管理費補正に用いる観測所一覧」の、気象観測所「溝辺」と「牧之原」について、平野部の標高差を考慮した日最高気温の補正值（海面上の高さ25mに換算）を示した「溝辺（平野部）」と「牧之原（平野部）」を追加する。また、観測所の海面上の高さ、観測データの気象庁及び環境省のHP掲載状況を参考明示する。
 - ・「溝辺（平野部）」：観測所「溝辺」の日最高気温観測値に1.6度を加算
 - ・「牧之原（平野部）」：観測所「牧之原」の日最高気温観測値に2.3度を加算
2. 別添2「変更時点以降の真夏日判断の参考資料」に、「溝辺（平野部）」と「牧之原（平野部）」を追加する。
3. 気象観測所（別添1）と施工現場との標高差が大きく、真夏日の日数が著しく異なる場合は、環境省の暑さ指数（WBGT値）を採用できるものとする。

【問い合わせ先】

総務部工事契約検査課 検査G（内線：3911）